

## 利用上の注意

- 1 統計表中の記号は次のとおり  
「-」は該当数字がないもの、「X」は調査事業所数が少ないため掲載しないもの（合計には含めていない）、「0」又は「0.0」は単位未満を示している。  
また、端数処理の関係で内訳と合計とは必ずしも一致しないものがある。
- 2 統計表中の年平均は次のとおり  
(1) 指数 各年1月から12月の数値を単純平均した。  
(2) 実数 各年1月から12月の数値を常用労働者数で加重平均した。
- 3 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。  
これに伴い常用雇用指数については、平成26年経済センサス-基礎調査の結果を労働者数推計のベンチマークとすることに伴う改訂を平成21年7月に遡って行っている。  
増減率についても同様に遡って、改訂後の指数から計算したものに改訂した。  
なお、平成31年に同様の入替えを行っているが、上記の改訂は行っていない。  
また、実数についても上記の改訂を行っていないので、時系列比較は原則として指数により行うこと。
- 4 指数は、平成27年平均を100とする平成27年基準とする。実数値は、月間平均値である。
- 5 平成29年1月分から、表章に用いる産業分類を平成25年10月改定の日本標準産業分類に変更した。  
なお、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させる扱いとしている。
- 6 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 7 平成30年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団労働者数の更新を行ったことにより、平成30年の賃金と労働時間の前年同月比には、一定の断層が含まれる。また、平成31年1月は基準とする母集団労働者数の更新を行わないため、ベンチマークの違いによる断層は発生しないが、標本の部分入替えを行ったことにより、平成31年の賃金と労働時間の前年同月比には、一定の断層が含まれる。

(毎月勤労統計調査地方調査における表章産業分類)

大分類		中分類			
TL	調査産業計	E09, 10	食料品・たばこ	ES-1	E一括分1
C	鉱業、採石業、砂利採取業	E11	繊維工業	ES-2	E一括分2
D	建設業	E14	パルプ・紙	ES-3	E一括分3
E	製造業	E18	プラスチック製品	I-1	卸売業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	E19	ゴム製品	I-2	小売業
G	情報通信業	E21	窯業・土石製品	MS	M一括分
H	運輸業、郵便業	E24	金属製品製造業	P83	医療業
I	卸売業、小売業	E28	電子・デバイス	PS	P一括分
J	金融業、保険業	E29	電気機械器具	RS	R一括分
K	不動産業、物品賃貸業	E31	輸送用機械器具	TK1	特掲産業1
L	学術研究、専門・技術サービス業	E32, 20	その他の製造業		
M	宿泊業、飲食サービス業				
N	生活関連サービス業、娯楽業				
O	教育、学習支援業				
P	医療、福祉				
Q	複合サービス事業				
R	サービス業（他に分類されないもの）				

- ES-1 E（製造業）一括分1は、E13（家具・装備品）、E15（印刷・同関連業）に属する消費関連の製造業。
- ES-2 E（製造業）一括分2は、E12（木材・木製品）、E16, E17（化学、石油・石炭）、E22（鉄鋼業）、E23（非鉄金属製造業）に属する製造業素材関連の製造業。
- ES-3 E（製造業）一括分3は、E25（はん用機械器具）、E26（生産用機械器具）、E27（業務用機械器具）、E30（情報通信機械器具）に属する機械関連製造業。
- MS M（宿泊業、飲食サービス業）一括分は、M75（宿泊業）、M76（飲食店）、M77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属する宿泊業、飲食サービス業。
- PS P（医療、福祉）一括分は、P84（保健衛生）、P85（社会保険・社会福祉・介護事業）に属する医療、福祉。
- RS R（サービス業、他に分類されないもの）一括分は、R88（廃棄物処理業）、R89（自動車整備業）、R90（機械等修理業）、R91（職業紹介・労働者派遣業）、R92（その他の事業サービス業）、R93（政治・経済・文化団体）、R94（宗教）、R95（その他のサービス業）に属するサービス業。
- TK-1 特掲産業1は、E15（印刷・同関連業）に属する製造業。